○厚生労働省告示第百四号

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の一の1の(4)のイ中「財団法人日本国際教育支援協会」を「公益財団法人日本国際教育支援協会」に改める。

第二の一の3の(7)中「又は」の下に「特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を加え、同(8)中「第四の二の4又は」の下に「特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の2」を加え、同(9)中「又は」の下に「特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の3」を加える。

第二の二の3の(4)及び三の3の(3)並びに第三の一の2の(2)及び二の2の(2)中「又は」の下に「特例ベトナム人看護師候補者」を加える。

第四の二の4の(2)のイ中「ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。以下このイ及びニにおいて同じ。」を「ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。」に改め、「「特定活動の在留資格」の下に「（ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）」を加え、同ニ中「特定活動の在留資格」の下に「（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。）」を加える。

○経済産業省告示第六十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインを次のように定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から適用する。なお、経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン（平成十六年経済産業省告示第四百三十五号）は、同日をもって廃止する。

平成二十九年三月二十九日　経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン

目次

前文
Ⅰ．目的及び適用範囲
Ⅱ．法令解釈指針・事例
1．定義（法第２条関連）
1－1．情報の性質に関連する用語
⑴　「個人情報」（法第２条第１項関連）
⑵　「個人識別符号」（法第２条第２項関連）
⑶　「要配慮個人情報」（法第２条第３項関連）
⑷　「遺伝情報」
⑸　「個人遺伝情報」
⑹　「試料等」
⑺　「診療情報」
⑻　「匿名化」
⑼　「個人情報データベース等」（法第２条第４項関連）
⑽　「個人データ」（法第２条第６項関連）
⑾　「保有個人データ」（法第２条第７項関連）
⑿　「匿名加工情報」（法第２条第９項関連）
1－2．本人と事業者に関連する用語
⒀　「個人情報取扱事業者」（法第２条第５項関連）
⒁　「個人遺伝情報取扱事業者」
⒂　「特定個人遺伝情報取扱事業者」
⒃　「遺伝情報取扱事業者」
⒄　「匿名加工情報取扱事業者」（法第２条第10項関連）
1－3．「個人遺伝情報」の扱いに関連する用語
⒅　「インフォームド・コンセント」
⒆　「匿名化管理者」
⒇　「個人遺伝情報取扱審査委員会」
(21)　「遺伝カウンセリング」
1－4．本人への対応に関連する用語
(22)　「本人に通知」
(23)　「本人の同意」
(24)　「提供」
2．個人遺伝情報取扱事業者の義務等
⑴　個人遺伝情報の利用目的関係（法第15条・第16条関連）
⑵　個人遺伝情報の取得関係（法第17条・第18条関連）
⑶　個人遺伝情報の管理（法第19条～第22条関連）
1）　個人遺伝情報の正確性の確保（法第19条関連）
2）　安全管理措置（法第20条関連）
3）　従業者の監督（法第21条関連）
4）　委託先の監督（法第22条関連）
⑷　第三者への提供（法第23条～第26条関連）
⑸　個人遺伝情報に関する事項の公表、個人遺伝情報の開示・訂正・利用停止等（法第27条～第34条関連）
1）　個人遺伝情報に関する事項の公表等（法第27条関連）
2）　個人遺伝情報の開示（法第28条関連）
3）　個人遺伝情報の訂正等（法第29条関連）
4）　個人遺伝情報の利用停止等（法第30条関連）
5）　理由の説明（法第31条関連）
6）　開示等の求めに応じる手続（法第32条関連）
7）　手数料（法第33条関連）
8）　裁判上の訴えの事前請求（法第34条関連）
⑹　苦情の処理（法第35条関連）
⑺　匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第36条～第39条関連）
⑻　遺伝カウンセリング
⑼　ＤＮＡ鑑定における留意事項
⑽　個人遺伝情報取扱審査委員会
⑾　個人遺伝情報取扱事業者の事業計画
⑿　検査等の質の確保